
「2023年度 2027年国際園芸博覧会物流基本計画等の策定支援業務委託」 業務説明資料

1 総則

(1) 適用範囲

本仕様書は「2023年度 2027年国際園芸博覧会物流基本計画等の策定支援業務委託」(以下、「本業務」という。)に適用する。

(2) 準則

本業務の実施にあたっては、本仕様書のほか、2027年国際園芸博覧会協会(以下「協会」という。)の委託契約約款及び契約規程を遵守することとする。

(3) 件名

2023年度 2027年国際園芸博覧会物流基本計画等の策定支援業務委託

(4) 履行期限

2024年3月22日(金)

(5) 履行場所

公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会事務所

2 業務の概要

(1) 業務の背景・目的

国際園芸博覧会は、国際的な園芸文化の普及や花と緑のあふれる暮らし、地域・経済の創造や社会的な課題解決等への貢献を目的に開催されるものである。神奈川県横浜市における国際園芸博覧会(以下、「本博覧会」という。)は、2027年に旧上瀬谷通施設において開催することについて、2020年3月に国際園芸家協会(AIPH)から正式承認された。また、博覧会国際事務局(BIE)の認定に向けて、国際博覧会に関する条約上の手続きを進めることが、2021年6月に閣議了解され、同年11月に「一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会」が設立、2022年12月には内閣総理大臣より「公益社団法人」として認定され「公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会」となり、2023年1月10日に「2027年国際園芸博覧会基本計画」を策定・公表した。

協会では2027年3月の開催に向け、物流に起因した本博覧会会場及び周辺の混乱を回避することを目的とした、物流の管理・運営を実施するための計画や実施体制構築の検討・準備が必要である。

本業務は、本博覧会での物流基本計画の策定支援、公式参加者へ提供する通関・検疫・保税のガイドライン(案)の作成を目的として実施する。

(2) 留意事項

- ア 本業務の実施にあたっては、「GREEN×EXPO 創生組織（ラボ）」の構成員の意見を聞きながら進めること。なお、構成員への謝金は本委託業務から除くものとする。
- イ 上記とは別に、必要に応じて協会の指定する有識者から意見を聞きながら進めること。なお、有識者へのヒアリングの実施に係る費用及び手続一式は、本委託業務に含むものとする。
- ウ 国等の関係機関（農林水産省、国土交通省、神奈川県、横浜市等）及び協会内各課等との綿密な連携が必要となるため、効率的に連携を進められるよう、適時適切に情報共有や議論を行うことができる体制を構築すること。
- エ 昨年度行われた協会内の各WG等の検討を踏まえ、今年度実施される協会の他委託（会場設計、輸送アクセス、発注者支援、展示計画、出展計画、会場運営計画、企画業務等）の受託者と連携して取り組み、検討を行うこと。
- オ 上記、ア～エの連携にあたっては各WG・会議等が実施されるため、委託者の指示に従ってそれらに参加、資料作成及び調整等を行い、適切に作業を進めること。
- カ 受託者は事前に委託者と綿密な調整を行い、検討の方向性に齟齬がないことを適宜確認すること。
- キ 我が国における花き園芸・造園・農業等の振興を目指すとともに、A1クラスの国際園芸博覧会であることを念頭に取り組むこと。
- ク 本業務遂行に必要な完了済みの各種委託業務の成果品は、本委託契約締結後に貸与を行う。

3 業務概要

(1) 物流基本計画の策定支援

協会が本博覧会における物流業務を円滑に進めるために必要な物流基本計画の策定を支援する。

物流基本計画は本博覧会における準備期間、開催期間、閉会後において協会が実施すべき物流業務の検討・準備・運営・必要な体制等について、協会が提示する与件を踏まえて整理し取り纏めたものとする。

また、博覧会全体計画を基に詳細スケジュールを整理する。

<物流基本計画のイメージ>

- ・目次例 : 準備期間、開催期間、閉会後の3期間での以下の各業務関連
通関・検疫/保税業務関連、会場までの貨物輸送業務関連、
保税管理業務（保税展示場、保税蔵置場）関連、
会場内での貨物輸送業務関連、静脈物流業務関連 等

(2) 特別規則第7号^{*1}（案）及びガイドライン^{*2}骨子に基づくガイドライン（案）の作成 公式参加者の参加招請等について必要な通関・検疫・輸送等のガイドライン（案）の作

成の支援を行う。

ガイドライン（案）作成にあたっては、国際博覧会条約及びAIPH規則と関係法令を前提として、関係官署と合意を得られた具体的な措置方法などを踏まえた上で、協会が提示する特別規則第7号（案）及びガイドライン骨子に基づいて助言を行う。

なお、契約締結後に協会が貸与する過去の国際園芸博覧会における同ガイドラインも参考にすること。

また、植物検疫に関する部分については、協会で作成する植物検疫のガイドラインとの擦り合わせを行い、齟齬がないように調整すること。

※1：特別規則

・海外の参加国をはじめとした参加主体に向けて発出する博覧会におけるルール（規定）であり、BIE 認定申請書の一部である一般規則、参加契約書に紐づく下位規則。

（第7号：通関、輸送及び特定の料金に関する規則）

※2：ガイドライン

・参加者が行う手続き等の考慮すべき条件、事務細則や基準等を記載したもの

（3）打合せ

業務を進めるにあたり、委託者と受託者で対面での打合せとして初回、中間1回、最終の計3回を想定する。その他調整・確認が必要な場合は、必要に応じて実施する。打合せにおいては、委託者と協議の上、WEB会議も可能とする。

また、必要に応じて、関係者等へのヒアリングを実施した際は、ヒアリングの実施に伴う費用は本業務に含むものとする。打合せ・ヒアリングの都度、議事録を受託者が作成し、次回打合せを目途に提出すること。

（4）報告書とりまとめ

本業務について、物流基本計画・ガイドライン（案）のとりまとめでは、資料は図表等を用いて、分かりやすく作成するとともに、積算方法等は根拠が分かるよう整理すること。また、2024年度に向けた課題や引継事項、公式記録に残す内容の精査についても記載すること。なお、図面等でA4判では判別しづらい場合は、A3判の差し込みや別冊も可とする。

4 成果品

（1）本業務の成果品は次のとおりとし、受託者は履行期限までに納入すること。

- ・報告書（A4判・ドッジファイル製本） 2部
- ・本委託業務により作成した資料の電子データ（DVD等格納） 2式
（Microsoft Office等で編集可能なデータも格納すること）
- ・その他、業務履行過程の資料で委託者が必要と認めるもの

-
- (2) 成果品作成等に当たっては、委託者と協議し、委託者の指示に従うこと。
 - (3) 委託者の指示に従い報告書の抜粋版を作成すること。

5 その他

- (1) 業務の実施に関しては、プロポーザルの内容に拘らず、委託者と協議の上、業務実施計画を策定し、業務を実施する組織体制と併せて提出すること。
- (2) 管理技術者は委託期間中の業務経過内容全般を把握し、委託の計画の整合及び調整を行い、委託者や及び各業務との連絡調整等を行うこととする。なお、管理技術者はプロポーザルで提案された者とし、変更することはできない。
- (3) 当委託業務における計算の根拠、法令、資料の出展等はすべて明確にすること。
- (4) 受託者は、業務を進めるにあたり、委託者と受託者で適宜打合せ等を行う。その際、委託者と協議の上、WEB 会議も可能とする。また、必要に応じて、関係者等へのヒアリングを行う。打合せ・ヒアリング等の都度、議事録を受託者が作成する。
- (5) 受託者は、本業務の実施にあたり、協会が発注する他の業務等と関連する内容について、他の業務の受託者等と連携して行うこととする。
- (6) 受託者が本業務を実施するにあたり生じた諸事故や第三者に与えた損害等については、受託者が一切の責任を負うとともに、委託者に発生原因及び経過等を速やかに報告し、委託者の指示に従うものとする。
- (7) 受託者が協会の所有する書籍や報告書類等を借り受け、これを紛失又は破損した場合、受託者の責任においてこれを修繕、若しくは補償することとする。
- (8) 設計図書に定められていない事項や業務内容に疑義を生じた場合、並びに、業務上重要な事項の選定については、あらかじめ委託者と打ち合わせを行い、その指示又は承認を受けること。
- (9) 受託者が、本業務に関して個人情報を取り扱う事務を行う場合には、「個人情報取扱特記事項」を遵守し、業務着手にあたっては、「個人情報取扱特記事項」第 12 条に基づく研修を実施し、個人情報保護に関する誓約書及び研修実施報告書を提出すること。
- (10) 受託者は、この契約に基づき電子計算機処理等の事務を行う場合には、「電子計算機処理等の契約に関する情報取扱特記事項」を遵守すること。

(11) 作業過程のデータ等を含め、成果品についての著作権などの全ての権利は、協会に帰属するものとし、協会と協会が指定する第三者に著作者人格権を行使しないこと。

(12) 本業務を通じて知り得た情報について、受託者は守秘義務を負うこととし、委託者の許可なく使用することのないように、適切に管理すること。また、これらに関して委託者の了承なしにこれを公開しないこと。

(13) 発注情報流出防止対策の強化

- ・受託者は、本業務の履行に関する全ての発注情報について適切な流出防止対策をとり、業務計画書に流出防止策を記載するものとする。
- ・受託者は、以下の業務における発注情報流出防止対策の基本的事項を遵守しなければならない。

(規定の遵守)

発注情報の取り扱いについては、本規定及び発注者の指示する事項を遵守するものとする。

(発注情報の目的外使用の禁止)

受託者は、発注者の許可無く本業務の履行に関して取り扱う発注情報を本業務の目的以外に使用してはならない。

(社員等に対する指導)

- 1) 受託者は、受託者の社員、短時間特別社員、特別臨時作業員、臨時雇い、嘱託及び派遣労働者並びに取締役、相談役及び顧問、その他全ての従業員（以下「社員等」という。）に対し行政情報の流出防止対策について、周知徹底を図るものとする。
- 2) 受託者は、社員等の退職後においても行政情報の流出防止対策を徹底させるものとする。
- 3) 受託者は、発注者が再委託を認めた業務について再委託をする場合には、再委託先業者に対し本規定に準じた行政情報の流出防止対策に関する確認・指導を行うこと。

(契約終了時等における発注情報の返却)

受託者は、本業務の履行に関し発注者から提供を受けた行政情報（発注者の許可を得て複製した行政情報を含む。以下同じ。）については、本業務の実施完了後又は本業務の実施途中において発注者から返還を求められた場合、速やかに直接発注者に返却するものとする。本業務の実施において付加、変更、作成した行政情報についても同様とする。

(電子情報の管理体制の確保)

- 1) 受託者は、電子情報を適正に管理し、かつ、責務を負う者（以下「情報管理責任者」という。）を選任及び配置し、第13条で示す業務計画書に記載するものとする。
- 2) 受託者は次の事項に関する電子情報の管理体制を確保しなければならない。
 - イ 本業務で使用するパソコン等のハードおよびソフトに関するセキュリティ対策
 - ロ 電子情報の保存等に関するセキュリティ対策

ハ 電子情報を移送する際のセキュリティ対策
(電子情報の取り扱いに関するセキュリティの確保)
受託者は、本業務の実施に際し、情報流出の原因につながる以下の行為をしてはならない。

- イ 情報管理責任者が使用することを認めたパソコン以外の使用
- ロ セキュリティ対策の施されていないパソコンの使用
- ハ セキュリティ対策を施さない形式での重要情報の保存
- ニ セキュリティ機能のない電磁的記録媒体を使用した重要情報の移送
- ホ 情報管理責任者の許可を得ない重要情報の移送

(事故の発生時の措置)

- 1) 受託者は、本業務の履行に関して取り扱う行政情報について何らかの事由により情報流出事故にあった場合には、速やかに発注者へ届出すること。
- 2) この場合において、速やかに、事故の原因を明確にし、セキュリティ上の補完措置をとり、事故の再発防止の措置を講ずるものとする。
- 3) 発注者は、受託者の行政情報の管理体制等について、必要に応じ、報告を求め、検査確認を行う場合がある

6 参考

(1) 上位構想、既往計画等

- ア 旧上瀬谷通信施設における国際園芸博覧会基本構想案 (2018(平成30)年3月)
- イ 2027年国際園芸博覧会日本国横浜市申請書 (2019(令和元)年7月)
- ウ 国際園芸博覧会検討会報告書 (2020(令和2)年2月)
- エ 旧上瀬谷通信施設土地利用基本計画 (2020(令和2)年3月)
- オ 横浜国際園芸博覧会具体化検討会報告書 (2021(令和3)年5月)
- カ (仮称)旧上瀬谷通信施設公園基本計画(原案) (2022(令和3)年6月)
- キ 横浜国際園芸博覧会協会基本計画 (2023年1月)

(2) 関係規則等

- ア AIPH 規則 (AIPH Regulations for Category A1 World Horticultural Exhibitions)
 - イ コンペティション ガイドライン (Annex VII – Competition Guidelines)
 - ウ コンペティション規則 テンプレート (TEMPLATE FOR THE : COMPETITION REGULATIONS FOR INTERNATIONAL COMPETITIONS OF THE INTERNATIONAL HORTICULTURAL EXHIBITIONS)
 - エ 過去に開催した並びに近年開催予定の国際園芸博覧会、国際博覧会関係規則
 - ・ General Regulations of the International Horticultural Expo 「Expo 2022 Floriade Almere, The Netherlands」、Special Regulations
 - ・ その他 大阪・関西万博の一般規則・特別規則、国際園芸博覧会・関係規則等
- なお、規則関係の更新に注意すること。

(3) 関連するウェブサイト

- 公益社団法人2027年国際園芸博覧会協会
<https://expo2027yokohama.or.jp/>
- 横浜市都市整備局「国際園芸博覧会の開催」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/seisaku/torikumi/engeihaku/>
- 横浜市都市整備局「旧上瀬谷通信施設」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/toshiseibi/jokyo/sonota/kamiseya/kamiseysa.html>
- 横浜市環境創造局「(仮称)旧上瀬谷通信施設公園」
<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/machizukuri-kankyo/midori-koen/koen/tsukuru/seibikeikaku/kamiseya.html>
- 農林水産省「2027年横浜国際園芸博覧会」
https://www.maff.go.jp/j/seisan/kaki/flower/f_yokohama/yokohamahaku.html
- 国土交通省「国際園芸博覧会」
https://www.mlit.go.jp/toshi/park/toshi_parkgreen_tk_000089.html
- AIPH (国際園芸家協会)
<http://aiph.org/>
- BIE (博覧会国際事務局)
<https://www.bie-paris.org/site/en/>